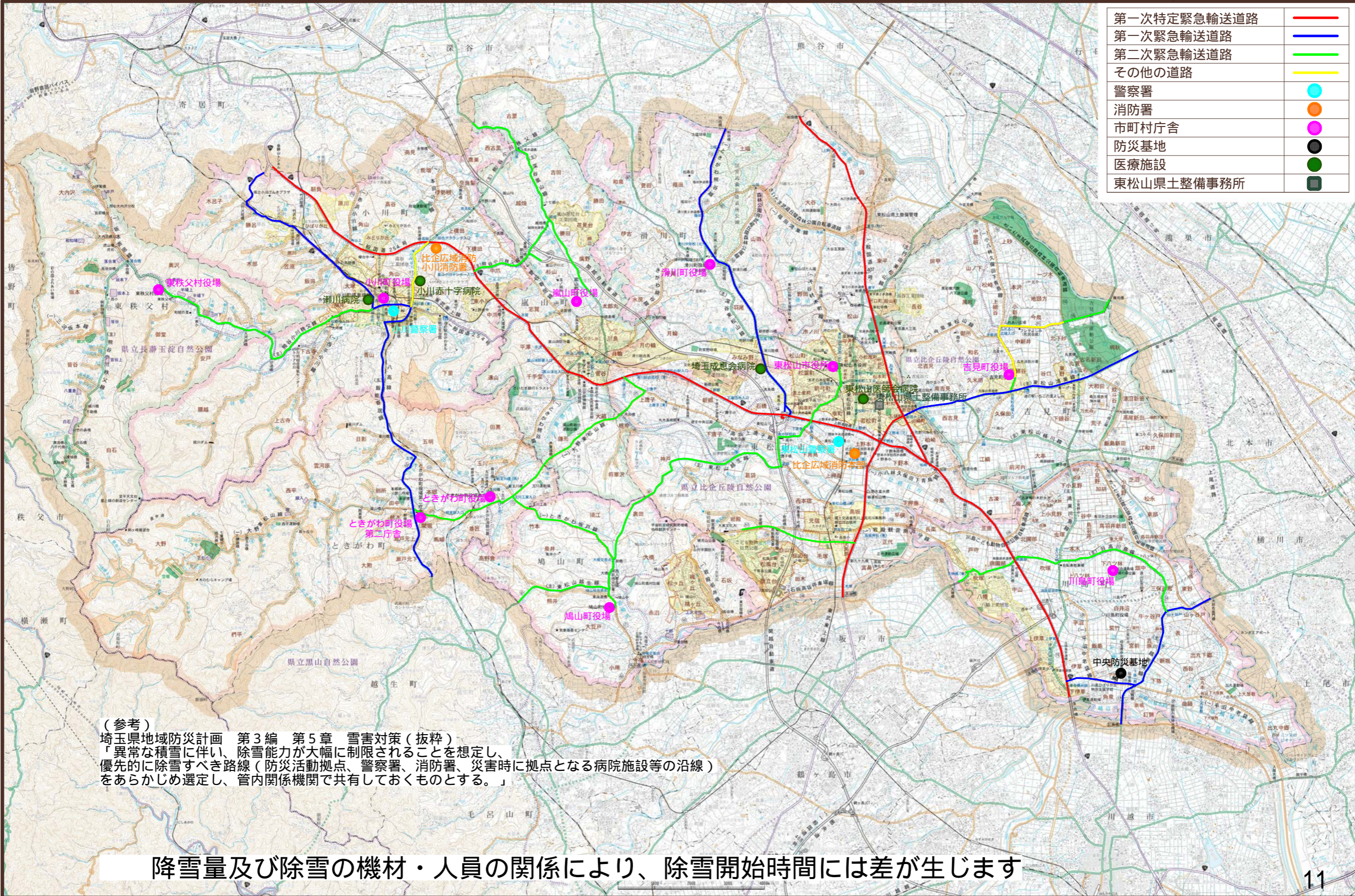


優先除雪道路

この図面は異常降雪時優先的に除雪すべき道路を示したものです

東松山県土整備事務所



(参考)
 埼玉県地域防災計画 第3編 第5章 雪害対策(抜粋)
 「異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線(防災活動拠点、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線)をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。」

降雪量及び除雪の機材・人員の関係により、除雪開始時間には差が生じます